

# 【資料1】 ソーシャルワークに係る研修の受講方法等について

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課  
虐待防止対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 第1回検討会 資料4 本検討会の議論事項について（抜粋）

## （2）ソーシャルワークに関する研修の課程

- ・ 子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーに求められる専門性としてどのようなものが考えられるか。（→第1回WGにおいて議論）
- ・ 研修の具体的な受講方法（講義/演習/実習、パッケージ型/アラカルト型）としてどのようなものが考えられるか。また、オンラインによる講義の受講についてどのように考えるか。
- ・ 研修カリキュラムの科目名、科目ごとの到達目標、学習項目、科目ごとの時間数についてどのように設定するか。（→本WGの資料3で議論）
- ・ 研修受講者がカリキュラムの一部を受講できなかった場合における代替手段（他の研修の受講やレポートの提出等）についてどのように考えるか。

等

## 論点 1－（講義・演習・実習について）

研修の具体的な実施方法としては、講義形式、演習形式、実習形式が主に想定され、また、それぞれを組み合わせて行うことも想定される。

新たな認定資格の趣旨や、これまで議論した専門性に係る議論等を踏まえ、どのような形式とすべきか。

# 論点1 - (講義・演習・実習について)

## 【検討に当たっての視点】

新たに創設する認定資格については、本検討会及びWGにおける専門性の議論を踏まえ、子ども家庭福祉に係る研修（以下「指定研修」という。）に引き続き、ソーシャルワークに係る研修（以下「ソーシャルワーク研修」という。）についてもカリキュラム案（資料2）を検討する。具体的には、

- ・ ソーシャルワーク研修は子ども家庭福祉分野の相談援助の現任者（）のみを対象として、ソーシャルワークの基本的な知識や技術を身に付けることを目的として実施すべき  
( )子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験4年以上を有する者の資格取得に係るルート（以下「現任者ルート」という。）、及び保育士の実務経験4年以上を有する者の資格取得に係るルート（以下「保育士ルート」という。）。
- ・ 指定研修とソーシャルワーク研修により、子ども家庭福祉分野の相談支援等を行う専門的な知識や技術を持った者を養成すべき
- ・ 資格取得者に求められる専門性に係る資料（WG第3回参考資料1）中「主な柱だて」のうち、「1．人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念を理解する。」、「1．地域を基盤としたソーシャルワークの実施等のソーシャルワークの専門職の役割を十分に認識する。」、「1．専門的知識や技術を取り入れ、実践から学び、専門性を高め続けることの重要性を理解する。」、「1．スーパービジョンの授受の意義を理解し、常に自らの実践を批判的に振り返る姿勢を身に着け、自身を理解し、より良い支援の手立てを見出していく。」、「2．相談支援等に求められる、地域福祉の基本的な考え方や展開、動向を理解する。」「3．地域の支援者や関係機関との協働の意義を理解し、推進する。」といった部分については、ソーシャルワーク研修において盛り込むべき

等の議論がこれまでなされてきたところ。

# 論点1 - (講義・演習・実習について)

## 【整理案】

ソーシャルワーク研修については、地域の支援者や関係機関との協働の意義の実践的な理解等も求められていることに鑑み、指定研修と同様に講義及び演習を行うことに加えて、見学実習（施設・機関の職員から直接話を聞く等によるもの）も組み合わせて実施してはどうか。

この見学実習では、教育内容として見学や講話、事前・事後の学習等が主になると想定されるため、法令上は見学実習という文言を用いず、「演習」の一部として位置づけ、受入施設等の指導者講習の実施等までは求めないことを想定。

この場合、現任者ルートの受講者については、当該現任者が相談支援等に係る実践的な経験を有していることから、見学実習は不要とすることとしてはどうか。

ソーシャルワーク研修の中で見学実習を行うのは保育士ルートの受講者のみとなる。

演習及び見学実習の実施方法については、指定研修に準じて、演習及び見学実習の指導に関し経験を有する者や、子ども家庭福祉に関するソーシャルワークの業務に従事した経験を有する者等が教授することが望ましいこととし、演習や見学実習を教授する者については、研修受講者数に対し必要な教員数を有していることを要件としてはどうか。また、研修を担う教員や演習や見学実習の具体的な実施方法の検討に係る国としての一定の関与、研修体制の確保等を国から自治体へ促すことも、指定研修に準じて検討することとしてはどうか（）。

（）指定研修における各事項については、第4回WG資料1のp.4下部の整理案の2～4番目の「」を参照。

見学実習の対象施設については、現任者ルートの実務経験として認める施設等のうち、子ども又はその家庭に対する支援を行っている旨の証明をせずとも実務経験として認める施設等とし、当該見学実習を行うのに適当な施設等において、ソーシャルワークに係る見学実習を行うこととしてはどうか。

## 論点 1 - (研修の受講方法について)

研修の認定に関する考え方として、単一の機関による研修パッケージのみを認める場合等が考えられるが、新たに創設する認定資格の研修課程において受講する必要のある科目が幅広い分野に及ぶこと等に鑑み、どのような形とすべきか。

# 論点1 - (研修の受講方法について)

## 【検討に当たっての視点】

新たに創設する認定資格の研修課程において受講する必要のある科目は幅広く、かつ、それぞれの科目について一定の専門性をベースとして提供する必要がある。

研修を提供する機関については、制度施行後順次拡充していくことが考えられる一方で、子ども家庭福祉分野の現場の相談援助実務の質の向上を早期に実現するという観点に立てば、研修を提供する機関についても早期に確保する必要がある。

## 【整理案】

1つの機関のみにおいて研修を提供できる機関が十分に確保できず、研修体制が整備できないといったことがないよう、研修については、1つの機関が全ての研修科目を提供することを基本としながらも、複数の機関が提供する科目により構成される、1つの研修パッケージを認定することも可能としてはどうか。

社会福祉士・精神保健福祉士においては、法令で定められた科目の実施など養成施設を指定する基準を定め、これを満たす養成施設等を厚生労働大臣等が指定する仕組みとなっている。

## 論点 1 - (オンラインによる受講について)

研修について、

- ・ 全体を通して対面実施を必須とする
- ・ 科目の内容等に応じて、インターネット等を活用した研修を可能とする

といったことが考えられるが、どのような形とすべきか。

# 論点1 - (オンラインによる受講について)

## 【検討に当たっての視点】

各研修科目の内容に応じ、目的を着実に達成するための適切な方法（テキスト学習やグループワーク等）により実施する必要がある。一方、ソーシャルワーク研修の受講者は子ども家庭福祉の現場で働く現任者に限られており、受講の負担を十分考慮する必要がある。

指定研修では、講義及び演習の実施について、内容によってはインターネットを活用した遠隔授業（ライブ配信）等を可能としつつ、セキュリティ対策や受講者の理解度・受講の姿勢を測る等の教育効果を担保する方策も検討している。

ソーシャルワーク研修については、講義及び演習に加え、実習も組み合わせて実施することを想定しているところ。

## 【整理案】

講義については、対面での授業実施も可能としつつ、インターネット等を活用した遠隔授業（ライブ配信）・オンデマンド形式等による講義を可能としてはどうか。その場合、科目ごとに添削指導を行う、授業の理解度の確認を実施する等、対面での実施に相当する教育効果を担保することとしてはどうか。

演習については、原則、対面での実施としつつも、内容によってはインターネット等を活用した遠隔授業（ライブ配信）を可能としてはどうか。なお、例外的に、災害・感染症等の社会情勢に鑑み、研修の実施が難しい場合には、インターネット等を活用した実施を可能とすることとしてはどうか。ただし、インターネット等を活用した研修の実施にあたっては、下記のような事項が担保されるよう、研修の認定の際留意することとしてはどうか。

- ・ インターネット等を活用した研修の実施体制が確保されていること（セキュリティ対策）
- ・ オンライン研修の場合は、各科目についてレポート提出を行う等、受講者の理解度や受講の姿勢が測れるようなものとすること

見学実習については、原則として対面での実施としてはどうか。

災害・感染症等による実習施設の受け入れの中止等の場合への対応については、論点2（代替手段について）で検討。

## 論点 2（代替手段について）

研修受講者がカリキュラムの一部を受講できなかった場合における代替手段（他の研修の受講やレポートの提出等）についてどのように考えるか。

## 論点2（代替手段について）

### 【検討に当たっての視点】

ソーシャルワーク研修の受講者は子ども家庭福祉分野の相談援助業務等を行う現任者であり、その勤務状況により急遽研修の受講が難しくなることも十分に想定される。一方、各研修科目的到達目標の達成のために、適切な方法により実施することが必要であり、科目によっては代替手段が限られる又は代替が難しいことも想定される。

社会福祉士や精神保健福祉士等については、新型コロナウイルス感染症の影響により実習の実施が困難な場合の措置として、実習に替わり得る学習について、補講授業やインターネット等を活用した学習、レポート課題の実施等の配慮を依頼しているところ。

## 論点2（代替手段について）

### 【整理案】

#### （研修実施機関による研修）

講義については、インターネット等を活用した遠隔授業（ライブ配信）に加え、オンデマンド形式等による講義を認めて時間を選ばず講義を受講することを可能としてはどうか。

演習については、研修の効果を担保することが重要。このため、原則対面での実施としつつ、受講者の負担感等に配慮する観点から、修業期間について一定の上限を定めた上で、レポート課題の実施等による代替手段を設けず、原則、演習への参加を求めるこことしてはどうか。一方、例外的に、災害・感染症等の社会情勢に鑑み、対面での研修の実施が難しい場合には、インターネット等を活用した実施による代替を可能とすることとしてはどうか。また、現任者が疾病等により突然的受講することが難しくなった場合などに備え、補講授業を予め設ける等、研修の実施の際、現任者への配慮を行うことが望ましいこととしてはどうか。

社会福祉士及び精神保健福祉士については、修業期間の上限に関し、法令上限定する旨の規定はされていない。

認定機関において具体的な修業期間を定めることとする。

見学実習についても、研修の効果を担保するため原則として対面での実施としつつ、例外的に、研修実施機関の責めによらない災害・感染症等の事態により施設の受け入れが困難となり、かつ、施設の変更も困難である場合には、見学実習に代えて、インターネット等を活用した実施等により、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないものとしてはどうか。

社会福祉士及び精神保健福祉士については、実習施設の受け入れの中止等により変更を検討したにもかかわらず実習施設の確保が困難である場合は、代替的に演習等を実施して差し支えないことが「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（厚生労働省社会・援護局長等連名通知）において示されている。

#### （履修の認定の方法）

研修受講者は、原則として1つの研修パッケージ内の科目を履修することとしつつ、研修受講者の都合により1つの研修パッケージ内の科目を履修することが難しい場合には、複数の研修パッケージ内の科目を履修した場合でも、履修の認定を行うことを可能としてはどうか。（＝特定の科目について、1つの研修パッケージで受講できなかった場合、別のパッケージの科目を受けることを可能とする）

社会福祉士及び精神保健福祉士については、他施設での履修についても、その学習内容が適切であれば指針に定められる範囲で認定することを認めている。